

山梨県公報

第四十七号

令和元年

十一月七日

木曜日

目次

○道路の区域変更……………	三五三
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	三五三
○富士川中流地域森林計画の案の縦覧……………	三五三
○建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施……………	三五三

告示

山梨県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和元年十一月二十八日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 雨畑大島線
- 道路の区域

区 間	の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町雨畑字ガケ下七六五番一地从先から南巨摩郡早川町雨畑字馬場七一八番二地先まで	六・五〇・九	四・九〇・八	二〇〇・二	二〇〇・二

山梨県告示第百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和元年十月二十五日
- 指定道路の位置 韮崎市藤井町北下條字榎田二百五番四
- 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小五・〇メートル
- 指定道路の延長 二十四・六五メートル

公告

富士川中流地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により富士川中流地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県峡南林務環境事務所において、令和元年十一月八日から同年十二月二日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和元年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和元年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 意見の聴取を行う日時 令和元年十一月十四日午後二時
- 意見の聴取を行う場所 韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所別館三〇一会議室
- 許可しようとする建築物の計画内容

- 建築物の位置 韮崎市藤井町北下條字下横屋千四百六十九番三、千四百七十番一、千四百七十番三、千四百七十一番、千四百七十二番、千四百七十三番、千四百七十四番一及び千四百七十五番一(第一種中高層住居専用地域一部準住居地域)
- 建築物の内容 建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定による許可に係る自

新築
動車修理工場ほか（鉄骨造二階建て、床面積千六百七十六・六九平方メートル）の

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番